

成年後見人等報酬費用助成のご案内

この制度は、所得や資産が少ないために、成年後見人等への報酬を負担することが困難な方に、成年後見人等への報酬費用の全部又は一部を助成するものです。

助成の内容

家庭裁判所が報酬付与の審判において決定した成年後見人等報酬費用の全部又は一部。

※助成の限度額(月額)

- ・本人（成年被後見人等）が在宅で生活している場合 … 25,000 円（原則、12 か月分を限度）
- ・本人（ 〃 ）が施設等で生活している場合 … 20,000 円（原則、12 か月分を限度）

助成の対象者及び要件

家庭裁判所において成年後見人等が選任された成年被後見人等で、次の①から④の全てに該当しているもの（区市町村長が後見等開始の審判請求を行った者、親族が成年後見人等に選任されている者は除く）。

- ①後見開始の審判等の請求時において、中野区に住民登録がある者
- ②住民税非課税世帯の者又は生活保護受給者
- ③成年被後見人等の名義の預貯金口座の残高等の合計額が、600,000円以下であること
- ④この制度以外の助成制度を利用していない者

申請ができる方

成年被後見人等（成年後見人、代理権設定のある保佐人及び補助人が行うことが可能です）

申請に必要な書類

- (1) 報酬付与申立事情説明書の写し
- (2) 家庭裁判所に提出した当該成年被後見人等の財産目録の写し
- (3) 成年後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し
- (4) 後見等の登記に係る登記事項証明書の写し
- (5) 生活保護受給証明書又は直近の区市町村民税の非課税証明書等
- (6) 本人名義の預貯金通帳の写し

※上記のほか、書類等の提出を求められることがあります。

助成申請・決定までの流れ

- ①当センターへご相談ください。状況を伺い、制度のご案内、申請書をお渡しします。
- ②家庭裁判所へ、報酬付与申立てをしてください。
- ③家庭裁判所の審判後、必要書類を添えて当センターへ助成申請をしてください。
- ④申請内容を審査します。助成が決定した場合、決定通知と助成金請求書をお渡しします。
- ⑤請求書をご提出ください。後日、被後見人等名義の口座へ送金します。

<問合せ先> 社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 中野区成年後見支援センター
中野区中野5-68-7 スマイルなかの4階 / 電話 5380-0134 FAX5380-0591
<業務日時> 月～土曜日 9:00～17:00(日・祝日・第3月曜を除く)